様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 8月29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃせんえい  一般事業主の氏名又は名称 株式会社センエイ  （ふりがな）まざき　やすみつ  （法人の場合）代表者の氏名 間﨑　泰光  住所　〒596-0011  大阪府 岸和田市 木材町１５番地４  法人番号　2120101036953  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社センエイ　ホームページ内 「DX方針」 | | 公表日 | ①　2023年 7月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社センエイ　ホームページ内  　https://senei.co.jp/dx-policy/  　DX方針 | | 記載内容抜粋 | ①　昨今の住宅着工件数の減少、ウッドショックなどの外的要因もあって、社内生産性向上と新たな付加価値の創造が必要不可欠となっている。  その手段の一つとして当社はDXを推進する。まずはRPAやノーコードツールなどを使い社内のデジタル化を進め、非生産的な業務の削減に努める。それにより生まれた余力を新たな付加価値創造へ向ける。  新しい付加価値の創造にもDXは不可欠である。当社で構築した管理システムの中にお客様も一部入っていただくことで、受発注の簡素化、高速化などを実現し、お客様の業務も効率化することでも更なる付加価値を提供する。  今後当社はDXを推進し、変化の中でお客様に選ばれる付加価値を生み出し続ける企業へと成長していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、社長が発足させた整流化プロジェクトに基づき作成され、取締役会より承認権限を委譲されている部長会議にて承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社センエイ　ホームページ内 「DX方針」 | | 公表日 | ①　2023年 7月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社センエイ　ホームページ内  　https://senei.co.jp/dx-policy/  　導入及び課題解決に向けてのデジタル活用及びデータ活用の方策 | | 記載内容抜粋 | ①　まずはRPAやノーコードツールなどを使い社内のデジタル化を進め、非生産的な業務の削減に努める。安全・品質・生産の管理レベルを上げ、まずは「安全な、正確な、効率的な」環境を構築し、それにより生まれた余力を新たな付加価値創造へ向ける。HPやSNSを利用したマーケティング、新規事業開拓はもちろん、当社で構築した管理システムの中にお客様も一部入っていただくことで、受発注の簡素化、高速化などを実現し、お客様の業務も効率化することでも更なる付加価値を提供する。  ・デジタル活用のための環境整備  ・HP、SNSなどによる情報発信  ・RPA、ノーコードツールなどのデジタルツールの活用による管理精度向上  安全管理：安全衛生パトロールレポート（指摘・改善）、ヒヤリハットの内容を全社員でリアルタイムに共有し、安全な職場づくりに活用する。  品質管理：生産データ、製品検査記録データをもとに不良率やCp値の指標をリアルタイムで見える化する。  設備管理：設備保全記録データから設備部品の劣化を予測し、設備トラブルを予防する。  生産管理：生産進捗の見える化や、過去実績からの生産予測時間自動算出により、工程キャパを明確にする。  在庫管理：仕入、売上、生産などのデータにより、理論在庫を算出しデータ上で管理する。  収支管理：販売管理システムなどの情報をRPAでつなぐことで、収支指標をできる限りリアルタイムに見える化し、経営上や営業上の「次の一手」の判断をサポートする。  顧客管理：お客様情報を一元管理し、より良いサービス、よりスピーディーな対応につなげる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は、社長が発足させた整流化プロジェクトに基づき作成され、取締役会より承認権限を委譲されている部長会議にて承認された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社センエイ　ホームページ内 「DX方針」  　デジタル活用戦略推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　・デジタル化、DX推進するために整流化プロジェクトを設ける。  　①月2回、社外顧問参加での定例ミーティング  　　⇒進捗と課題の確認、意見交換など  　②日常的に必要に応じ臨時ミーティング  　　⇒課題解決のための方策実施など  　③DX関連イベント、他社DX推進会議への参加  　　⇒最新情報の収集など  人材の育成・確保に関しては、各部署で課題に直面している当事者を対象に、課題解決を糸口としてプロジェクトチームに参画させている。  あらたな人材の確保については、全社的に社員の適性に関する見極めをしながら、現業との兼務が可能な範囲で育成していく。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社センエイ　ホームページ内 「DX方針」  　課題解決に向けてのデジタル活用及びデータ活用の方策 | | 記載内容抜粋 | ①　・デジタル活用のための環境整備  　⇒社内インフラとしてのRPA、ノーコードツール  　⇒工場内Wi-Fi環境完備  　⇒PC＆タブレット機器支給  デジタル技術を全社で十分に活用するための環境整備を実施している。  RPAやノーコードツールを社内のインフラとして利用できるようにし、工場も含め社内全域にWi-Fi環境を整備している。また、事務所員と製造課役職者にPCとスマートフォン、工場の各工程にタブレット端末を支給し、いつでもデジタルツールを利用できる環境を作っている。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社センエイ　ホームページ内 「DX方針」 | | 公表日 | ①　2023年 7月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社センエイ　ホームページ内  　https://senei.co.jp/dx-policy/  　デジタル戦略達成度に関する指標 | | 記載内容抜粋 | ①　業務デジタル化率、デジタル連携率、課題解決件数、RPAプロセス数　など |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 7月25日 | | 発信方法 | ①　株式会社センエイ　ホームページ内「代表者あいさつ」  　センエイ ホームページ内  　https://senei.co.jp/greeting/  　整流化プロジェクトについて | | 発信内容 | ①　当社では、2019 年に「整流化」と銘打ったひとつのプロジェクトが発足しました。ものづくりの原理原則ともいえるボトルネックの解消をしたいという思いが、その根底にありました。工場内で工程ごとに能力の差がある場合、その一番小さいところ(ボトルネック)の限界以上にアウトプットは増えないというのは原理原則ですが、情報についても同じことが言えると考えました。  お客様や仕入れ先様をはじめ、社外から入ってくるデータ。工場と事務所の間でやりとりされるデータ。さまざまな情報の流れを整えるためにも、デジタル化をぜひとも進めたいとの思いから「整流化プロジェクト」と名付け、全社の仕事の流れをバランスよく理解してくれている中堅社員をリーダーに指名しました。  事務所からの生産計画(作業指示)も、工場からの生産日報も、もちろん手書きでした。が、IT 会社出身のアドバイザーとのご縁を通じて、小さくも尊い一歩を踏み出すこととなります。初期投資の決心とともに、第1工場をパイロットプラントとして工程ごとにタブレットを配備し、それまでの作業指示書や日報を活かせるようなソフトを導入することで小さな成功事例を積み重ねていきました。  一方で、つぎはぎ的に増強してきた販売管理システムと日常のエクセルによる情報管理は、同じデータの重複入力を招き、事務員さんの残業が常態化していました。この課題は、共通のデジタルデータをうまく利用できれば、入力は1回で済むし間違いも減ることは容易に想像がつきました。  社内外の人材にも恵まれ、RPA の導入からノーコードツールの採用まで、整流化プロジェクトは成果を上げながらそのステージを確実に上げ、他部署への水平展開とともに、社内情報の整流化は着実に進化しています。  若手社員たちが中堅ベテランも巻き込んで、デジタルツールを使いこなすようになった工場内では、情報の流れが整いつつあり、清流のようなさわやかさを感じることがあります。  次なるステージは、顧客価値の増大につながる真の DX。すなわち社内業務のみならず、お客様や仕入れ先様との日常業務の革新につながる進化を目指し、整流化プロジェクトは今日も進行中です。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 7月頃　～　2023年 7月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。